

令和6年3月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市市税条例の一部改正について
- 2 茨木市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 3 茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 4 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 5 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 6 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 7 茨木市手数料条例の一部改正について
- 8 茨木市屋外広告物条例の制定について
- 9 茨木市附属機関設置条例及び茨木市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 10 茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
- 11 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 12 茨木市監査委員条例等の一部改正について
- 13 茨木市水道事業給水条例の一部改正について
- 14 茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
- 15 金融機関の指定について
- 16 令和5年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第6号）
- 17 令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 18 令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 19 令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 20 令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）

- 22 令和5年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 23 令和6年度大阪府茨木市一般会計予算
- 24 令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 25 令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 26 令和6年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 27 令和6年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 28 令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 29 令和6年度大阪府茨木市水道事業会計予算

議案第34号	茨木市市税条例の一部改正について	【市民税課】
<p>○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 個人市民税において、本来、令和7年度分の算定対象となる、令和6年1月発生^の能登半島地震による住宅等の損失額について、令和6年度分の算定において控除（雑損控除）できる特例を規定 ・ 施行日 公布の日 		
議案第6号	茨木市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	【政策企画課】
<p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 個人番号の利用範囲を定める規定において、引用する法律の別表に掲げる事務を「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」として定義等を整理 ・ 施行日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 		

議案第 7 号	茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	【福祉指導監査課】
---------	--	-----------

- 介護保険法等の改正に伴う所要の改正
- ・ 改正内容
介護保険における複合型サービスの定義を定める規定において、引用する法令を改正
 - ・ 施行日 令和6年4月1日

議案第 8 号	茨木市介護保険条例の一部改正について	17、18頁参照	【長寿介護課】
---------	--------------------	----------	---------

- 介護保険事業計画の見直しに伴う所要の改正
- ・ 主な改正内容
介護給付費等の将来推計に基づき、令和6年度から3年間の保険料を改定
保険料負担の公平性を図るため、保険料段階を現行の14段階から23段階に細分化
(保険料基準額(第5段階)年額：71,880円 → 77,760円
月額：5,990円 → 6,480円)
 - ・ 施行日 令和6年4月1日

議案第9号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について	【保険年金課】
<p>○ 国民健康保険法施行令等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 低所得者の保険料の軽減判定に係る所得基準の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正 (現行) 290,000円 → (改正後) 295,000円 ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正 (現行) 535,000円 → (改正後) 545,000円 ・ 施行日 令和6年4月1日 		
議案第10号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	【保育幼稚園総務課】
<p>○ 国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の勤務体制等の事項について、書面掲示だけでなく、インターネットを利用して公衆の閲覧（HP等）に供しなければならない旨を規定 ② 職員の勤務体制等の事項を電磁的方法（CD-ROM等）で保護者に交付・提出する場合の提供方法を「一定の事項を確実に記録しておくことができる物」から「電磁的記録媒体」に文言を改正 ・ 施行日 ① 令和6年4月1日 ② 公布の日 		

○ 宅地造成等規制法の改正等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

①宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の開始に伴い、盛土等の安全性の確保を図るための中間検査等の実施に係る手数料の追加等

[新たな手数料の規定]

ア 宅地造成及び特定盛土等工事中間検査手数料

イ 土石の堆積工事（変更）許可申請手数料

[法律改正による名称変更等]

ア 宅地造成工事許可申請手数料

→ 宅地造成及び特定盛土等工事許可申請手数料

イ 宅地造成工事変更許可申請手数料

→ 宅地造成及び特定盛土等工事変更許可申請手数料

②低炭素建築物新築等計画認定の変更認定等の手数料について定める規定において引用する法律名等の改正

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

→ 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

③茨木市屋外広告物条例の制定に伴い、関連する立看板許可申請手数料等の規定を削除

・ 施行日 ①、② 令和6年4月1日
③ 令和7年1月1日

○ 魅力ある景観形成等を推進するための条例の制定

・ 主な制定内容

① 広告物等のあり方及び市・広告主等の責務

② 禁止区域、禁止物件及び禁止広告物等

- ・ 第1種・第2種低層住居専用地域、重要文化財（建造物）の敷地等での広告物等の表示・設置を原則禁止
- ・ 道路、鉄道等のうち新名神自動車道等の市長が指定する区間での自家用広告物等以外の表示・設置を原則禁止
- ・ 街路樹、橋りょう、トンネル、道路上の柵等への広告物等の表示・設置を原則禁止
- ・ 電柱、街灯、アーケード柱等へのはり紙や立看板等の表示・設置を原則禁止
- ・ 著しく破損した、又は安全を阻害するおそれのある広告物等の表示・設置を禁止

③ 禁止区域等における適用除外

社会生活を営む上で必要性の高い広告物等（選挙運動に使用するポスター等、冠婚葬祭等のための一時的な表示・設置等）は、禁止区域、禁止物件及び許可手続を除外する旨を規定

④ 事前協議、許可、変更の許可及び届出、継続の許可並びに工事の完了等の届出

⑤ 広告物等の表示・設置の許可手数料

広告塔又は広告板（表示面積2㎡未満）450円/件、
車両等に掲出する広告物等（表示面積4㎡未満）250円/件 等の手数料を規定

⑥ 管理義務及び点検義務

所有者等の広告物等の良好な状態の保持（補修、除却等）、2年ごとの点検義務を規定

⑦ 改修等命令及び許可の取消し等

条例に違反した広告物等があるときは、広告主等に対し、表示・設置の停止や改修、除却等を命じること、許可の取消しができる旨を規定

⑧ 広告物等を保管した場合の手続

⑨ 広告主に対する指導等

⑩ 報告及び立入検査

⑪ 罰則等

・ 施行日 令和7年1月1日

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

① 茨木市附属機関設置条例

空家等対策協議会の担任する事務を定める規定において、引用する法律の条ずれの改正

② 茨木市空家等の適切な管理に関する条例

空家等対策協議会及び勧告に係る所有者への意見聴取や応急措置の対象に、管理不全空家等（放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等）を追加

・ 施行日 公布の日

○ 建築基準法等の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

- ①省エネ対策を推進するため、省エネ改修時の接道義務等の要件が緩和されることに伴い、既存不適格建築物の外壁断熱等の修繕を行う際の確認申請の事前手続として、要件緩和に係る認定手数料を規定（27,000円／件）
- ②工事監理者の選任の届出の規定において、市が行う建築確認の事務を行う資格者として、小規模な建築物等に限り、建築確認関係事務を行うことができる建築副主事を追加
- ③建築基準法の認定等の手数料を定める規定において引用する法律名の改正
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」
→ 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

・ 施行日 令和6年4月1日

議案第15号	茨木市営住宅条例の一部改正について	【建築課】
<p>○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 公営住宅の入居者資格を定める規定において、引用する法律の条を追加 ・ 施行日 令和6年4月1日 		
議案第16号	茨木市監査委員条例等の一部改正について	【監査委員事務局、下水道総務課、水道総務課】
<p>○ 地方自治法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 職務等を定める規定において、引用する地方自治法の条ずれの改正 <p>〈関係条例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①茨木市監査委員条例 ②茨木市下水道等事業の設置等に関する条例 ③茨木市水道事業の設置等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日 令和6年4月1日 		
議案第17号	茨木市水道事業給水条例の一部改正について	【水道総務課】
<p>○ 水道法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 給水装置の基準違反に対する措置の規定において、引用する法律の所管の変更に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正 ・ 施行日 令和6年4月1日 		

議案第18号	茨木市消防関係手数料条例の一部改正について	【予防課】
<p>○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 LPガススタンド等の施設を所有せず、移動式製造設備（LPガス等を運搬するバルクローリー車等）のみを使用し、高圧ガスの圧力変化や充てん等を行う際の許可申請に対する審査について、液化石油ガス法に基づく充てん設備の設置許可を受けた場合の手数料を規定（6,000円/件） ・ 施行日 令和6年4月1日 		
議案第19号	金融機関の指定について	【会計室】
<p>○ 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度 株式会社 三井住友銀行 ・ 令和7年度 株式会社 りそな銀行 		

議案第20号	令和5年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第6号）		
○ 補正額 1,783,801千円（補正後 120,481,807千円－補正前 118,698,006千円）			
（歳入）			
・市税	200,000千円	・分担金及び負担金	△705千円
・地方譲与税	20,000千円	・使用料及び手数料	18,760千円
・配当割交付金	50,000千円	・国庫支出金	232,304千円
・株式等譲渡所得割交付金	190,000千円	・府支出金	27,850千円
・法人事業税交付金	170,000千円	・財産収入	51,882千円
・地方消費税交付金	100,000千円	・寄附金	15,706千円
・ゴルフ場利用税交付金	10,000千円	・繰入金	△199,820千円
・環境性能割交付金	20,000千円	・諸収入	369,577千円
・地方交付税	477,547千円	・市債	37,700千円
・交通安全対策特別交付金	△7,000千円		
（歳出）			
・人件費	259,876千円	・補助費等	△23,612千円
・物件費	29,242千円	・投資的経費	1,166,706千円
・扶助費	531,796千円	・その他の経費	△180,207千円
・継続費補正			
（変更）合同庁舎改修事業		年割額変更	ほか10件
・繰越明許費補正			
（追加）戸籍システム等改修事業		38,737千円	ほか20件
・債務負担行為補正			
（変更）安威川ダム周辺整備事業（モニタリング支援事業）		4,074千円	限度額変更
議案第21号	令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）		
○ 補正額 736,379千円（補正後 5,663,242千円－補正前 4,926,863千円）			
（歳入）		（歳出）	
・繰越金	△621千円	・諸支出金	588,979千円
・財産収入	737,000千円	・繰出金	147,400千円

議案第22号	令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）																																						
<p>○ 補正額 △836千円（補正後 27,407,752千円 － 補正前 27,408,588千円）</p> <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">（歳入）</td> <td></td> <td style="width:50%">（歳出）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・府支出金</td> <td style="text-align:right">40,745千円</td> <td>・総務費</td> <td style="text-align:right">△12,266千円</td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td style="text-align:right">△53,519千円</td> <td>・保険給付費</td> <td style="text-align:right">30,000千円</td> </tr> <tr> <td>・繰越金</td> <td style="text-align:right">11,814千円</td> <td>・保健事業費</td> <td style="text-align:right">△30,384千円</td> </tr> <tr> <td>・諸収入</td> <td style="text-align:right">124千円</td> <td>・諸支出金</td> <td style="text-align:right">11,814千円</td> </tr> </table>				（歳入）		（歳出）		・府支出金	40,745千円	・総務費	△12,266千円	・繰入金	△53,519千円	・保険給付費	30,000千円	・繰越金	11,814千円	・保健事業費	△30,384千円	・諸収入	124千円	・諸支出金	11,814千円																
（歳入）		（歳出）																																					
・府支出金	40,745千円	・総務費	△12,266千円																																				
・繰入金	△53,519千円	・保険給付費	30,000千円																																				
・繰越金	11,814千円	・保健事業費	△30,384千円																																				
・諸収入	124千円	・諸支出金	11,814千円																																				
議案第23号	令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）																																						
<p>○ 補正額 152,174千円（補正後 4,993,559千円 － 補正前 4,841,385千円）</p> <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">（歳入）</td> <td></td> <td style="width:50%">（歳出）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・後期高齢者医療保険料</td> <td style="text-align:right">167,072千円</td> <td>・総務費</td> <td style="text-align:right">△9,881千円</td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td style="text-align:right">△14,898千円</td> <td>・後期高齢者医療広域連合納付金</td> <td style="text-align:right">162,421千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・諸支出金</td> <td style="text-align:right">△366千円</td> </tr> </table>				（歳入）		（歳出）		・後期高齢者医療保険料	167,072千円	・総務費	△9,881千円	・繰入金	△14,898千円	・後期高齢者医療広域連合納付金	162,421千円			・諸支出金	△366千円																				
（歳入）		（歳出）																																					
・後期高齢者医療保険料	167,072千円	・総務費	△9,881千円																																				
・繰入金	△14,898千円	・後期高齢者医療広域連合納付金	162,421千円																																				
		・諸支出金	△366千円																																				
議案第24号	令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）																																						
<p>○ 補正額 △198,390千円（補正後 22,575,819千円 － 補正前 22,774,209千円）</p> <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">（歳入）</td> <td></td> <td style="width:50%">（歳出）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・介護保険料</td> <td style="text-align:right">△60,620千円</td> <td>・総務費</td> <td style="text-align:right">△16,286千円</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td style="text-align:right">12,972千円</td> <td>・要介護認定費</td> <td style="text-align:right">△11,559千円</td> </tr> <tr> <td>・支払基金交付金</td> <td style="text-align:right">△257,313千円</td> <td>・保険給付費</td> <td style="text-align:right">△545,761千円</td> </tr> <tr> <td>・府支出金</td> <td style="text-align:right">△144,891千円</td> <td>・地域支援事業費</td> <td style="text-align:right">△85,452千円</td> </tr> <tr> <td>・財産収入</td> <td style="text-align:right">80千円</td> <td>・基金積立金</td> <td style="text-align:right">419,990千円</td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td style="text-align:right">△113,483千円</td> <td>・諸支出金</td> <td style="text-align:right">40,678千円</td> </tr> <tr> <td>・繰越金</td> <td style="text-align:right">363,048千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・諸収入</td> <td style="text-align:right">1,817千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				（歳入）		（歳出）		・介護保険料	△60,620千円	・総務費	△16,286千円	・国庫支出金	12,972千円	・要介護認定費	△11,559千円	・支払基金交付金	△257,313千円	・保険給付費	△545,761千円	・府支出金	△144,891千円	・地域支援事業費	△85,452千円	・財産収入	80千円	・基金積立金	419,990千円	・繰入金	△113,483千円	・諸支出金	40,678千円	・繰越金	363,048千円			・諸収入	1,817千円		
（歳入）		（歳出）																																					
・介護保険料	△60,620千円	・総務費	△16,286千円																																				
・国庫支出金	12,972千円	・要介護認定費	△11,559千円																																				
・支払基金交付金	△257,313千円	・保険給付費	△545,761千円																																				
・府支出金	△144,891千円	・地域支援事業費	△85,452千円																																				
・財産収入	80千円	・基金積立金	419,990千円																																				
・繰入金	△113,483千円	・諸支出金	40,678千円																																				
・繰越金	363,048千円																																						
・諸収入	1,817千円																																						

議案第25号	令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）
<p>○ 収益の収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △85,858千円（補正後 7,062,594千円－補正前 7,148,452千円） ・ 支出 △38,727千円（補正後 6,482,326千円－補正前 6,521,053千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △318,954千円（補正後 1,796,174千円－補正前 2,115,128千円） ・ 支出 △314,481千円（補正後 3,671,745千円－補正前 3,986,226千円） 	
議案第26号	令和5年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）
<p>○ 収益の収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出 △169,431千円（補正後 5,457,479千円－補正前 5,626,910千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △714,664千円（補正後 2,079,077千円－補正前 2,793,741千円） ・ 支出 △274,745千円（補正後 3,760,925千円－補正前 4,035,670千円） 	
議案第27号	令和6年度大阪府茨木市一般会計予算
<p>○ 予算総額 107,400,000千円（対前年度比 3.4%減）</p> <p> 前年度（当初）111,200,000千円</p>	

議案第28号	令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
<p>○ 予算総額 5,409,513千円 (対前年度比 9.8%増)</p> <p>前年度 (当初) 4,926,863千円</p>	
議案第29号	令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
<p>○ 予算総額 26,111,869千円 (対前年度比 4.7%減)</p> <p>前年度 (当初) 27,408,588千円</p>	
議案第30号	令和6年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
<p>○ 予算総額 5,440,536千円 (対前年度比 12.4%増)</p> <p>前年度 (当初) 4,841,385千円</p>	
議案第31号	令和6年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
<p>○ 予算総額 23,397,537千円 (対前年度比 2.7%増)</p> <p>前年度 (当初) 22,774,209千円</p>	

議案第32号	令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
<p>○ 予算総額 11,361,529千円 (対前年度比 8.1%増)</p> <p>前年度 (当初) 10,507,279千円</p>	
議案第33号	令和6年度大阪府茨木市水道事業会計予算
<p>○ 予算総額 9,490,514千円 (対前年度比 1.8%減)</p> <p>前年度 (当初) 9,662,580千円</p>	

茨木市介護保険条例の一部改正について

○介護保険料の改定内容

() 内は軽減措置前の料率、金額

改正前			改正後		
令和3年度(2021年度) ~令和5年度(2023年度)	保険料率	保険料額 (円/年)	令和6年度(2024年度) ~令和8年度(2026年度)	保険料率	保険料額 (円/年)
第1段階 生活保護受給者、世帯全員が 市民税非課税で老齢福祉年金 受給者、世帯全員が市民税非 課税で課税年金収入額と合計 所得金額を合わせて80万円以 下の者	0.3 (0.5)	21,564 (35,940)	→ 第1段階 生活保護受給者、世帯全員が 市民税非課税で老齢福祉年金 受給者、世帯全員が市民税非 課税で課税年金収入額と合計 所得金額を合わせて80万円以 下の者	0.285 (0.455)	22,162 (35,381)
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金 額を合わせて120万円以下の 者で、上記以外のもの	0.45 (0.7)	32,346 (50,316)	→ 第2段階 世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金 額を合わせて120万円以下の 者で、上記以外のもの	0.485 (0.685)	37,714 (53,266)
第3段階 世帯全員が市民税非課税で、 上記以外の者	0.7 (0.75)	50,316 (53,910)	→ 第3段階 世帯全員が市民税非課税で、 上記以外の者	0.685 (0.690)	53,266 (53,654)
第4段階 本人が市民税非課税(世帯内 に課税者がいる場合)で、課 税年金収入額と合計所得金額 を合わせて80万円以下の者	0.9	64,692	→ 第4段階 本人が市民税非課税(世帯内 に課税者がいる場合)で、課 税年金収入額と合計所得金額 を合わせて80万円以下の者	0.9	69,984
第5段階 本人が市民税非課税(世帯内 に課税者がいる場合)で、上 記以外の者	1.0	71,880	→ 第5段階 本人が市民税非課税(世帯内 に課税者がいる場合)で、上 記以外の者	1.0	77,760
第6段階 市民税課税で合計所得金額が 年額120万円未満の者	1.15	82,662	→ 第6段階 市民税課税で合計所得金額が 年額80万円未満の者	1.075	83,592
			→ 第7段階 市民税課税で合計所得金額が 年額120万円未満の者	1.1	85,536
第7段階 市民税課税で合計所得金額が 年額120万円以上190万円未 満の者	1.25	89,850	→ 第8段階 市民税課税で合計所得金額が 年額160万円未満の者	1.2	93,312
			→ 第9段階 市民税課税で合計所得金額が 年額190万円未満の者	1.24	96,422
第8段階 市民税課税で合計所得金額が 年額190万円以上210万円未 満の者	1.35	97,038	→ 第10段階 市民税課税で合計所得金額が 年額210万円未満の者	1.34	104,198

令和5年度(2023年度)	保険料率	保険料額(年/円)	令和6年度(2024年度)~令和8年度(2026年度)	保険料率	保険料額(年/円)
第9段階 市民税課税で合計所得金額が年額210万円以上290万円未満の者	1.5	107,820	第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額260万円未満の者	1.49	115,862
			第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円未満の者	1.52	118,195
第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上320万円未満の者	1.6	115,008	第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額320万円未満の者	1.62	125,971
第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額320万円以上400万円未満の者	1.65	118,602	第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額420万円未満の者	1.74	135,302
第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満の者	1.8	129,384	第15段階 市民税課税で合計所得金額が年額520万円未満の者	1.92	149,299
			第16段階 市民税課税で合計所得金額が年額620万円未満の者	2.1	163,296
第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満の者	2.0	143,760	第17段階 市民税課税で合計所得金額が年額720万円未満の者	2.3	178,848
			第18段階 市民税課税で合計所得金額が年額820万円未満の者	2.4	186,624
			第19段階 市民税課税で合計所得金額が年額920万円未満の者	2.5	194,400
			第20段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円未満の者	2.6	202,176
第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上の者	2.2	158,136	第21段階 市民税課税で合計所得金額が年額2,000万円未満の者	2.7	209,952
			第22段階 市民税課税で合計所得金額が年額3,000万円未満の者	2.8	217,728
			第23段階 市民税課税で合計所得金額が年額3,000万円以上の者	2.9	225,504

茨木市屋外広告物条例の制定について

1 制定の目的

現在、広告物等の規制は大阪府屋外広告物条例に基づき運用する中で、自然や市街地の景観等に影響する広告物等が存在しており、今後、本市の特性を踏まえた茨木らしい魅力ある景観形成等を図っていくため、本市独自の屋外広告物条例を制定する。

2 目指す広告景観

景観計画や広告物等の特性など踏まえ、「自然とまちに調和し 心づかいの感じられる広告景観づくり」を目指す広告景観とする。

⇒「自然との調和（北摂山系への眺望、山間部景観、田園景観との調和）」や「まちなみとの調和（土地利用に応じた周辺環境との調和、人が中心の景観誘導）」に配慮した規制誘導を行う。

3 規制内容 ⇒ 条例、施行規則等で定める

(1) 自然との調和

＜府条例運用からの主な変更点＞

- 山間部（国道171号以北の調整区域）を規制が強い住宅系（中高層住居専用地域）と同じ区分へ移行
〔高さ、面積等の制限を強化〕
- 自然との調和に影響が大きい屋上・地上広告物の規模縮小等
〔屋上：高さの制限を強化、地上：高さ・面積の制限を新設 等〕
- 沿道からの景観を保全するため、「自分の店舗等以外に掲出する広告物等」の掲出を禁止する路線を拡充
〔国道171号等7路線 ⇒ 新名神高速道路・大岩線等の13路線を追加〕

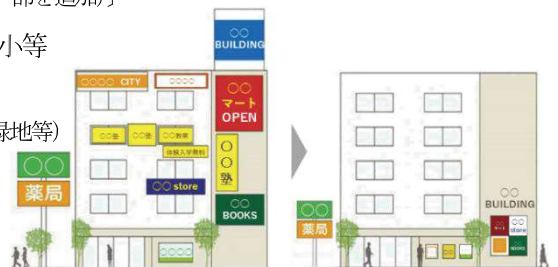


目指す広告景観のイメージ（自然との調和）

(2) まちなみとの調和

＜府条例運用からの主な変更点＞

- 低層住居専用地域の良好な住環境を保全するため、第1種低層住居専用地域と同様に、第2種低層住居専用地域を広告物等の掲出を原則禁止する区分へ移行（自分の店舗等に掲出する7㎡以下の広告物等は掲出可）
〔北・南春日丘の大部分、白川二丁目等を指定 ⇒ 彩都やまぶき三丁目の一部を追加〕
- 沿道や市街地の景観に影響が大きい壁面・地上広告物の規模縮小等
〔壁面：面積の制限を新設、地上：高さ・面積の制限を新設 等〕
- 景観計画で指定する重点地区である「景観形成地区」（元茨木川緑地等）における事前協議制度の導入や規制基準の上乗せ
〔規制基準：屋上、壁面の面積の制限を上乗せ 等〕



目指す広告景観のイメージ（まちなみとの調和）

(3) その他

＜府条例運用からの主な変更点＞

- 安全点検を行うことができる資格や点検対象の見直し
- 著しく汚染や退色、塗料等のはく離した広告物等の掲出禁止
- 車両（路線バスや電車等）に掲出する広告物等の規制を導入〔路線バス、電車：面積の制限を新設 等〕

4 誘導内容 ⇒ 屋外広告物ガイドラインで定める

本市が目指す広告景観や望ましい広告物等のイメージ等をわかりやすく示した屋外広告物ガイドラインにより、広告主等の理解を促進し、事前協議や新規・変更の許可申請時等に広告物等の質的な向上への誘導を図る。

令和5年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左の内訳		主な内訳
		特定財源	一般財源	
1 市 税	200,000		200,000	市民税 65,576 (個人 382,151、法人 △316,575)、 固定資産税 77,022、軽自動車 △2,548、たばこ税 43,406、 都市計画税 16,544
2 地方譲与税	20,000		20,000	
4 配当割交付金	50,000		50,000	
5 株式等譲渡 所得割交付金	190,000		190,000	
6 法人事業税交付金	170,000		170,000	
7 地方消費税交付金	100,000		100,000	
8 ゴルフ場利用税金 交 付 金	10,000		10,000	
9 環境性能割交付金	20,000		20,000	
11 地方交付税	477,547		477,547	普通交付税
12 交通安全対策 特別交付金	△ 7,000		△ 7,000	
13 分担金及び負担金	△ 705	△ 705		バスターミナル利用分担金
14 使用料及び手数料	18,760	820	17,940	道路占用料 9,478 廃棄物処分手数料 5,213 法定外公共物占用料 3,924
15 国庫支出金	232,304	232,304		学校施設環境改善交付金 266,097 社会資本整備総合交付金(街路新設) 77,836 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 △68,938
16 府 支 出 金	27,850	11,729	16,121	障害児施設措置費(給付費等)負担金 38,315 施設型給付費補助金 31,656 生活保護費負担金 △26,473
17 財 産 収 入	51,882	1,940	49,942	不動産売却収入 50,560
18 寄 附 金	15,706	14,466	1,240	企業版ふるさと納税寄附金 10,000 市民会館跡地エリア活用事業寄附金 2,000 緑化基金寄附金 1,809
19 繰 入 金	△ 199,820	270	△ 200,090	財政調整基金繰入金 △347,490 財産区特別会計繰入金 147,400
21 諸 収 入	369,577	101,171	268,406	ボートレース企業団配分金 184,402 デジタル基盤改革支援補助金 70,339 ダム関連道路整備負担金 22,000
22 市 債	37,700	47,200	△ 9,500	小学校校舎整備債 617,200 ダム周辺整備債 157,300 道路整備債 △177,600
補 正 額 A	1,783,801	409,195	1,374,606	
補正前の予算額 B	118,698,006	53,978,347	64,719,659	
補正後の予算額 A + B	120,481,807	54,387,542	66,094,265	

令和5年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 3,562	△ 278	△ 3,140		△ 144		
2 総 務 費	183,803	361,344	△ 113,142		△ 11,839	△ 52,910	350
3 民 生 費	367,998	△ 62,979	△ 32,791	523,327	145,498	△ 23,237	△ 181,820
4 衛 生 費	△ 205,607	△ 9,822	△ 8,628		△ 137,136	△ 50,311	290
5 労 働 費	1,298		△ 245		1,543		
6 農 林 水 産 業 費	915	△ 1,043	△ 150		△ 2,451	3,800	759
7 商 工 費	△ 9,128	451	△ 6,397		△ 3,182		
8 土 木 費	185,213	△ 10,812	△ 28,133		△ 8,367	230,656	1,869
9 消 防 費	△ 10,992	△ 4,525	253			△ 6,720	
10 教 育 費	1,275,518	△ 12,460	221,615	8,469	△ 7,534	1,065,428	
12 公 債 費	△ 133,394						△ 133,394
13 諸 支 出 金	131,739						131,739
補 正 額 A	1,783,801	259,876	29,242	531,796	△ 23,612	1,166,706	△ 180,207
補正前の予算額 B	118,698,006	18,351,997	21,256,549	31,409,133	13,796,872	19,052,925	14,830,530
補正後の予算額 A + B	120,481,807	18,611,873	21,285,791	31,940,929	13,773,260	20,219,631	14,650,323

補正予算（第6号）の内容について

1 基本方針

国の補正予算による補助金を活用する事業を実施するとともに、安威川ダム周辺の整備や教育施設の充実を図る取組を進めるほか、公共施設の利用環境の早期改善等を図る。

また、継続費補正や繰越明許費の設定、債務負担行為の限度額補正を行う。

2 内容

(1) 国の補助金を活用する事業等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の充実		1,297,993	1,255,314	42,679
小中学校トイレの環境改善（洋式化等） 〔繰越明許費〕 【施設課】	学校施設の環境改善を図るため、老朽化した小中学校トイレの改修（洋式化等）を行う。 工事 （玉櫛小、郡山小、天王小、庄栄小、郡小、西陵中、平田中） 修繕 （三島小、安威小、玉島小、福井小、大池小、豊川小、中津小、水尾小、太田小、葦原小、畑田小、東奈良小） 【財源：国 119,341、市債 482,000】	643,416	601,341	42,075
小学校の外壁及び屋上防水等の改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	校舎の長寿命化及び安全な学校施設の整備を図るため、小中学校の外壁及び屋上防水等の改修を行う。 工事 （沢池小、畑田小、耳原小） 【財源：国 89,442、市債 300,600】	390,411	390,042	369
小中学校外周塀の改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	安全・安心な教育環境の整備を図るため、小中学校の外周塀の改修を行う。 工事 （小学校：福井小、太田小、葦原小、耳原小、穂積小 中学校：南中） 【財源：国 88,931、市債 175,000】	264,166	263,931	235
戸籍システム等の改修		32,640	32,640	
戸籍振り仮名記載に伴うシステム改修 〔繰越明許費〕 【市民課】	戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加となる戸籍法の改正に対応するため、情報追加の機能整備など、戸籍システム等の改修を行う。 【財源：国 32,640】	32,640	32,640	
橋梁の維持管理		10,500	10,420	80
橋梁維持事業 〔繰越明許費〕 【道路課】	橋梁の長寿命化の推進を図るため、維持補修工事を行う。 委託 工事 【財源：国 2,420、市債 8,000】	10,500	10,420	80

(2) 障害者施設の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者施設の充実		1,000		1,000
障害者グループホームの開設補助 【障害福祉課】	障害者の共同生活援助施設であるグループホームを開設する団体に対して、施設整備に係る費用を補助する。 ・合同会社 FLAT（開設場所：茨木市真砂一丁目）	1,000		1,000

(3) 安威川ダム周辺の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺整備		242,083	205,200	36,883
ダムパークいばきた周辺道路等の整備 【繰越明許費】 【北部整備推進課】	ダムパークいばきた周辺の交通安全を確保するため、歩道設置や交差点改良に伴う市道整備等を行う。 委託 工事 【財源：諸収入 22,000、市債 183,200】	228,570	205,200	23,370
多目的運動広場の整備に向けた下水道工事等の実施 【繰越明許費】 【スポーツ推進課】	多目的運動広場の整備に向けて、交差点改良工事を踏まえ、下水道整備等に係る工事を実施する。 工事	7,000		7,000
竜仙峡トイレ・権内せせらぎ広場トイレ工事の増額 【繰越明許費】 【農林課、北部整備推進課】	竜仙峡トイレ及び権内せせらぎ広場トイレの整備にあたり、支障物の撤去等に対応するため、工事費を増額する。 工事	6,513		6,513

(4) 教育施設の整備等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育施設の整備等		171,446		171,446
中学校配膳室の整備 【繰越明許費】 【学務課】	中学校全員給食の実施にあたり、給食センターから配送した給食を生徒に提供する配膳室を整備する。 ・東中、三島中、北中、天王中、西陵中、太田中、彩都西中	101,292		101,292
中学校プールの改修 【繰越明許費】 【施設課】	教育環境の充実に資するため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修等を行う。 工事（東中） 手数料	70,154		70,154

(5) 公共施設の利用環境の早期改善

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の改修		15,472		15,472
公共施設の設備等の改修 〔繰越明許費〕 【地域コミュニティ課、スポーツ推進課、健康づくり課】	利用環境の早期改善等を図るため、公共施設の空調更新や設備等の改修を行う。 ・西河原コミュニティセンター、西河原市民プール、保健医療センター	15,472		15,472
教育施設の改修等		155,080		155,080
小中学校の空調設備等の改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	教育施設の早期改善を図るため、経年劣化がみられる空調設備の改修や屋上防水等を行う。	120,980		120,980
小学校における遊具等の更新等 〔繰越明許費〕 【施設課】	安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化した小学校の遊具更新等を行う。	34,100		34,100

(6) 年度末までに不足する経費への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
こども医療費		98,324		98,324
こども医療費・ひとり親家庭医療費の増額 【こども政策課】	受診率等の増加に伴い、こども医療費及びひとり親家庭医療費を増額する。	98,324		98,324
施設型保育給付費		379,178	173,510	205,668
施設型保育給付費負担金の増額 【保育幼稚園事業課】	公定価格の改定に伴い、施設型保育給付費負担金を増額する。 【財源：国 104,412、府 69,098】	379,178	173,510	205,668
障害児通所給付費		153,262	114,947	38,315
障害児通所給付費の増額 【発達支援課】	児童発達支援の利用者等の増加に伴い、障害児通所給付費を増額する。 【財源：国 76,631、府 38,316】	153,262	114,947	38,315

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
予防接種		61,134		61,134
予防接種（A類）の増額 【子育て支援課】	HPVワクチン等の接種件数の増加に伴い、接種に係る委託料を増額する。	61,134		61,134
障害者雇用奨励金		1,680		1,680
障害者雇用奨励金の増額 【商工労政課】	申請数の増加に伴い、障害者雇用奨励金を増額する。	1,680		1,680

(7) 将来に向けた財政健全化等の取組み

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
土地開発公社保有資産の買戻し		465,168	264,900	200,268
土地開発公社保有資産の買戻し 【道路課】	将来の財政負担等に備え、土地開発公社保有資産の買戻しを行う。 用地 ・ 庄中央線 ・ 駅前太中線（第2工区） ・ 阪急総持寺駅西口駅前交通広場 【財源：市債 264,900】	465,168	264,900	200,268

(8) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
合同庁舎改修事業 【総務課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 【期間】 令和5年度～令和6年度 【補正前】 [総額] 538,642 [年割額] (R5) 215,450 (R6) 323,192 【補正後】 [総額] 538,642 [年割額] (R5) 181,860 (R6) 356,782	—
新施設屋内子ども広場 整備事業 【共創推進課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【期間】 令和4年度～令和5年度 【補正前】 [総額] 89,375 [年割額] (R4) 6,996 (R5) 82,379 【補正後】 [総額] 89,210 [年割額] (R4) 6,996 (R5) 82,214	△165
市民会館跡地エリア周 辺整備事業 【共創推進課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【期間】 令和3年度～令和5年度 【補正前】 [総額] 125,000 [年割額] (R3) 50,000 (R4) 25,000 (R5) 50,000 【補正後】 [総額] 124,630 [年割額] (R3) 50,000 (R4) 25,000 (R5) 49,630	△370

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
市民総合センター営繕事業 【文化振興課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 [期間] 令和5年度～令和6年度 【補正前】 [総額] 166,527 [年割額] (R5) 66,610 (R6) 99,917 【補正後】 [総額] 166,527 [年割額] (R5) 60,720 (R6) 105,807	-
環境衛生センター営繕事業 【環境事業課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【補正前】 [期間] 令和2年度～令和5年度 [総額] 9,564,940 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 3,953,630 (R4) 3,570,005 (R5) 699,690 【補正後】 [期間] 令和2年度～令和5年度 [総額] 9,515,000 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 3,953,630 (R4) 3,570,005 (R5) 649,750	△49,940
JR総持寺駅周辺整備事業 【道路課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 [期間] 令和5年度～令和6年度 【補正前】 [総額] 144,000 [年割額] (R5) 57,600 (R6) 86,400 【補正後】 [総額] 144,000 [年割額] (R5) 48,660 (R6) 95,340	-
橋梁新設改良事業 (あけぼの橋) 【道路課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期間] 令和3年度～令和5年度 【補正前】 [総額] 570,000 [年割額] (R3) 206,720 (R4) 103,360 (R5) 259,920 【補正後】 [総額] 525,307 [年割額] (R3) 206,720 (R4) 103,360 (R5) 215,227	△44,693
元茨木川緑地リ・デザイン事業 【公園緑地課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期間] 令和4年度～令和5年度 【精算前】 [総額] 250,000 [年割額] (R4) 87,340 (R5) 162,660 【精算後】 [総額] 223,414 [年割額] (R4) 87,340 (R5) 136,074	△26,586
歩道設置事業 【道路課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期間] 令和4年度～令和5年度 【補正前】 [総額] 90,000 [年割額] (R4) 36,000 (R5) 54,000 【補正後】 [総額] 88,314 [年割額] (R4) 36,000 (R5) 52,314	△1,686
阪急茨木北口駐車場改修事業 【交通政策課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 [期間] 令和5年度～令和6年度 【補正前】 [総額] 861,012 [年割額] (R5) 344,400 (R6) 516,612 【補正後】 [総額] 861,012 [年割額] (R5) 277,840 (R6) 583,172	-

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
中学校給食配膳室整備事業 【学務課】	事業進捗に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期間] 令和5年度～令和6年度 【補正前】 [総額] 289,854 [年割額] (R5) 173,910 (R6) 115,944 【補正後】 [総額] 264,854 [年割額] (R5) 97,010 (R6) 167,844	△ 25,000
繰越明許費		
戸籍システム等改修事業 【市民課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	38,737
コミュニティセンター空調設備改修事業 【地域コミュニティ課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	3,740
西河原市民プール設備改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	3,485
多目的運動広場整備事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,000
価格高騰緊急支援給付金給付事業(その2) 【地域福祉課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	329,426
地域密着型介護施設整備補助事業 【長寿介護課】	事業者の工事計画の変更により、年度内に事業が完了しないため。	187,026
保健医療センター空調設備改修事業 【健康づくり課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	8,247
新型コロナウイルスワクチン接種事業 【健康づくり課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	39,394
竜仙峡トイレ整備事業 【農林課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	61,782
道路新設・改良事業(単独分) 【道路課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	9,000
橋梁維持事業 【道路課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	10,500

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
阪急茨木市駅西口駅前 周辺整備推進事業 【市街地新生課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	8,965
安威川ダム周辺整備事 業（道路整備事業） 【北部整備推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	228,570
安威川ダム周辺整備事 業（権内せせらぎ広場 整備事業） 【北部整備推進課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	53,000
駅前周辺駐車場活用事 業（阪急茨木南駐輪セ ンター） 【交通政策課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	85,000
小学校維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	132,252
小学校営繕事業 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	1,004,666
中学校給食配膳室改修 事業 【学務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	101,292
中学校維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	49,143
中学校営繕事業 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	252,012
中学校維持補修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	70,154
債務負担行為		
安威川ダム周辺整備事 業（モニタリング支援 事業） 【北部整備推進課】	事業進捗の変更等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [限度額] 15,946千円 ⇒ 20,020千円	4,074

(9) 特別会計等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費
特別会計等		
財産区特別会計 (補正第1号) 【財産活用課】	大字沢良宜西財産区の売払に伴う財産区交付金の増など [歳入] 繰越金 △ 621 財産収入 737,000 [歳出] 諸支出金 588,979 繰出金 147,400	736,379
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	特定健康診査の受診減に伴う保健事業費の減など [歳入] 府支出金 40,745 繰入金 △53,519 繰越金 11,814 諸収入 124 [歳出] 総務費 △12,266 保険給付費 30,000 保健事業費 △30,384 諸支出金 11,814	△ 836
後期高齢者医療事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 167,072 繰入金 △ 14,898 [歳出] 総務費 △ 9,881 後期高齢者医療広域連合納付金 162,421 諸支出金 △ 366	152,174
介護保険事業 特別会計 (補正第1号) 【長寿介護課】	居宅介護サービス等の減に伴う保険給付費の減など [歳入] 介護保険料 △ 60,620 国庫支出金 12,972 支払基金交付金 △257,313 府支出金 △144,891 財産収入 80 繰入金 △113,483 繰越金 363,048 諸収入 1,817 [歳出] 総務費 △ 16,286 要介護認定費 △ 11,559 保険給付費 △545,761 地域支援事業費 △ 85,452 基金積立金 419,990 諸支出金 40,678	△ 198,390
下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課、下水道施設課】	【収益的収支】 過年度損益修正益の減、流域下水道管理費の減など (収入) △85,858 (支出) △38,727 【資本的収支】 企業債の減、公共下水道整備事業費の減など (収入) △318,954 (支出) △314,481	△353,208
水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】 職員給与費の減、動力費の減など (収入) 0 (支出) △169,431 【資本的収支】 工事負担金の減、拡張事業費の減など (収入) △714,664 (支出) △274,745	△444,176